別表七の二付表四　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合で法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当しない場合又は同条第３項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号。第５号において「平成23年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第４号において「平成23年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（平成23年旧法第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により平成23年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合で平成23年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当しない場合又は同条第３項の規定により平成23年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「適用年度終了の時における連結個別資本金等の額（別表五の二㈠付表一「30の④」）（プラスの場合は０）」　⑹　の欄は、連結法人が平成23年４月１日以後に開始する連結事業年度において法第81条の３第１項（法第59条第３項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合についてのみ記載すること。

3　「個別所得金額（別表四の二付表「49の①」）－⑺」　⑼　の欄の記載に当たつては、震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算して計算すること。

4　「当期控除額（⑷、⑻と⑼のうち少ない金額）」　⑽　の欄は、連結法人が法第81条の３第１項（法第59条第３項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）又は平成23年旧法第81条の３第１項（平成23年旧法第59条第３項の規定により平成23年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合には、「⑷、」を消すこと。

5　連結法人の法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が平成23年４月１日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結親法人事業年度が同日以後に開始し、かつ、平成23年改正法の施行の日前に終了する連結事業年度を含む。）にあつては、「連結欠損金個別帰属額（別表七の二付表一「７の計」－「17の計」）」　⑾　及び「連結欠損金個別帰属額からないものとする金額（⑽と⑾のうち少ない金額）」　⑿　の各欄並びに「連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額の調整」の各欄は、記載を要しない。

別表六㈠の表中「連結法人株式等又は完全子法人株式等に係る受取配当等の額（36の計）」を「完全子法人株式等に係る受取配当等の額（36の計）」に、「連結法人株式等又は完全子法人株式等に係る受取配当等の額（36の計）」を「完全子法人株式等に係る受取配当等の額（36の計）」に、「平成10年４月１日から平成12年３月31日まで又は平成22年４月１日から平成24年３月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額」を「平成22年４月１日から平成24年３月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額」に、「連結法人株式等又は」を「完全子法人株式等」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第67条の６又は第67条の７の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号を削り、同第11号を同第11号とする。